

# 災害時の周産期医療について

## 国の指針

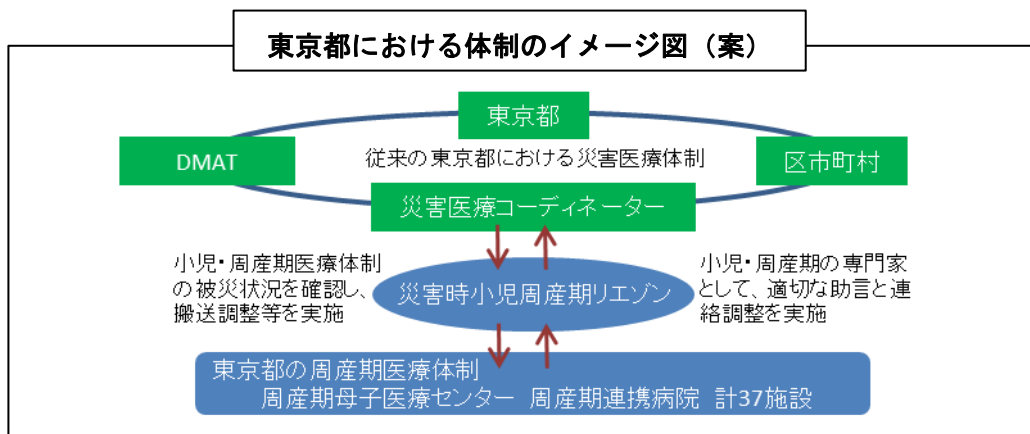
「災害時小児周産期災害リエゾン」の養成等、災害時に妊産婦・新生児等へ適切に対応できる体制を構築することについて、国は医療計画の指針に記載する予定。

## 災害時小児周産期リエゾン

大規模災害発生時に妊婦や乳幼児に関する情報を収集し、DMATや災害医療コーディネーターに対して適切な情報提供を行う。厚生労働省では、産婦人科医や看護師らを対象とした研修（小児・周産期災害リエゾン養成研修）を実施し、平成28年度中に各都道府県に少なくとも1名、計140名程度を目途に養成する予定。

東京都からは、平成28年12月17日（土曜日）開催の研修に、以下の3名が参加済

- 日本医科大学教授 中井 章人 先生（産科）
- 日本大学医学部准教授 細野 茂春 先生（新生児医療担当）
- 都立小児総合医療センター集中診療科部長 清水 直樹 先生（小児科）



## 部会の設置

災害時における周産期医療体制について検討するため、平成29年度中に「災害時周産期医療体制検討部会」を設置する。（別紙「新たな部会の設置について（案）」参照）